

令和4年（2022年）3月25日

事業者各位

枚方市総務部契約課

調査基準価格及び最低制限価格の計算式の改正について

令和4年3月4日付けで、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が改正されました。

本市では、同改正に準じ、次のとおり、本市が発注する工事における低入札価格調査制度の調査基準価格及び最低制限価格の計算式を改正しますので、お知らせいたします。

新たな計算式は、令和4年4月1日以降に発注公告を行う案件の入札から適用します。

	新（令和4年4月1日以降）	旧（令和4年3月31日まで）
調査基準価格及び最低制限価格	予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に100分の80を乗じて得た額	予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に100分の80を乗じて得た額
	イ 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額	イ 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額
	ロ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額	ロ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
	ハ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額	ハ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額
	ニ 一般管理費の額に100分の68を乗じて得た額	ニ 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額

問合せ先

総務部 契約課 工事担当

電話：072-841-1345（ダイヤルイン）